

日本共産党市会議員団を代表いたしまして、2015年度摂津市の市政運営の基本方針に対する代表質問を行いたいと思います。

最初に、地方自治体の役割について6点お伺いしたいと思います。

1点目は、アベノミクスのもとで市民生活の実態についてどのように認識しておられるかについてです。

安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスは大企業や一部の富裕層に大きな恩恵をもたらしたものの、国民には恩恵どころか苦しみを強いるものとなっています。格差の拡大が大きな問題になっています。資本金10億円以上の大企業の経常利益は、2013年度には34兆8,000億円となり、リーマン・ショック以前の水準を回復して史上最高です。内部留保の総額は285兆円に達しています。

大企業の創業者などの大株主は、ことし1月末までに保有株式の時価総額が10億円ふえた方が140人以上にもなっています。一方、労働者の賃金の増加はわずかで、物価上昇に追いついていません。働く人の実質賃金は、けさの報道で明らかになったように、ことし1月まで19か月連続マイナス、家計消費支出はこの20年間で最大の落ち込みとなっています。働く貧困層と言われる年収200万円以下のワーキングプアは1,200万人を突破しました。3か月ごとに日銀が実施している生活意識に関するアンケートによれば、昨年末の調査では生活にゆとりがなくなってきたという人が2年ぶりに過半数を超えて、1年前と比べて景気が悪くなったという人が増大しています。こうした格差拡大が市民生活にのしかかっている実情をきちんと把握して、施策に生かしていくことが重要だと考えますが、市長の認識をお伺いいたします。

2点目は、安倍政権が進める「地方創生」「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が市民生活の改善をもたらすのかについてです。

昨年9月、安倍首相は、石破氏を地方創生担当大臣に据え、みずから地方創生本部長につくとともに、昨年11月の解散直前に関連法案を強行可決しました。そのことによって地方自治体としては、今後5年間の地方版総合戦略を策定し、国の総合戦略に即して計画を推し進めていくことになりました。

昨年5月、2040年に全国896の自治体が消滅する可能性があるとの意図的に誇張された増田レポートが発表され、こうした国の動きを後押しする材料として使われています。今日の地方衰退は、消費税増税、社会保障切り捨て、輸入の自由化や大店法規制の廃止、非正規雇用の拡大や平成の大合併など、長年の自民党政治によってもたらされてきました。その反省もなく、さらに消費税の10%への増税や社会保障の聖域なき切り捨て、TPP推進、格差拡大のアベノミクスでは、地方の衰退を加速するものになると考えます。

このような状況のもとで、地方では国のこうした自治体や国土再編の構造改革路線を明快に批判して、住民自治をもとにした福祉の向上を図り、人口を維持し、ふやす地域づくりを実践している小さくても輝く自治体フォーラムという組織が広がっています。市長の認識をお伺いします。

3点目は、摂津市が地方自治体としての役割を果たそうとしているのかについてです。

森山市政は11年目を迎えます。この間、市民生活を考慮して5年目から5年間、基本的には公共料金が据え置かれてきました。そのことは評価をしてきたところです。しかし、2014年度には子ども医療費助成を所得制限付きながら小学校6年生まで拡大する一方で、総額で2億8,000万円の市民負担をふやし、ごみ収集の7割を民間委託へ、指定管理者制度による駐車場など公共施設の民間委託が行われたところです。そして、新年度は国保料の2年連続値上げと介護保険料の値上げによって、総額2億9,000万円の市民負担増を押しつけようとしています。そして、本市を取り巻く状況は非常に厳しいとして、この1年間、第5次行政改革の検討を進めるとしています。今日アベノミクスのもとで一層市民生活が大変になっていることの認識は市長と一致すると思いますが、この16年間で本市の働く人の平均所得は74万円も減少し、その上、消費税の増税や社会保障の切り捨てなどダブルパンチのもとで、市民の暮らしを守る立場に立って、少なくとも過去5年間、公共料金を据え置きして頑張ったときのような姿勢で役割を果たすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

4点目は、第5次行政改革実施計画についてです。

市政運営の基本方針で、第5次行政改革には大変厳しい項目も掲げているが、やり抜く覚悟であり、安定した財政基盤を確立し、子どもたちに夢ある未来を引き継いでいけるよう、全職員が心を一つにして取り組んでいくとおっしゃいました。

そこで、私が強調したいのは、地方自治法第2条、地方公共団体の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること、つまり住民の暮らしを守り、しっかり支えることが地方自治体の仕事であり、そのために職員が全体の奉仕者として頑張る方向を共有することが重要だと思うんです。そういう点では、市民の暮らしを向上させる行政改革を全職員で追求すべきではないでしょうか。第5次行革の中心は、公共料金の値上げ、公的責任の後退につながる民間委託や民営化の推進、市独自の扶助費、補助金の見直しや人件費の削減です。働く職員にとっても、夢のない話ではないでしょうか。第5次行政改革の抜本的な見直しを求めるものですが、見解を伺います。

5点目は、J R東海新幹線鳥飼基地の地下水汲み上げ問題に対する姿勢についてです。

昨年11月、摂津市が地下水の汲み上げをやめさせるためにJ R東海を提訴した裁判の第1回公判が1月30日に行われました。市長が直接意見陳述に立たれ、自治連合会の皆さんが要望署名をJ R東海に提出されたとのこと。市の取り組みや姿勢についてご報告とともに、自己評価をお伺いしたいと思います。

6点目は、戦後70年、節目の年の平和の取り組みについてです。

日本共産党は、安倍首相がことし発表しようとしている戦後70年談話について、首相が村山談話にある植民地支配と侵略への痛切な反省と心からのおわびという革新的内容を曖昧にし、事実上否定する姿勢をとっていることを厳しく批判してきました。その上で日本とアジア諸国との和解と友好に向けた日本の政治がとるべき五つの基本姿勢を提唱しています。戦後70年のことしが日本とアジア諸国との心通う和解と友好に向かう新たな一歩になることを、アジアを初め世界の多くの人々と大多数の日本国民が願っています。こうしたことを踏まえ、被爆70年の年でもあり、核兵器

廃絶の取り組みも含め、戦争の悲惨さ、平和への思いを受け継ぎ、摂津市として取り組んでいくことが大切だと思いますが、答弁を求めます。

次に、自分たちのまちを自分たちで育てる市民主体のまちづくりについて、以下5点お伺いしたいと思います。

第1に、旧味舌小・三宅小跡地活用における情報公開と市民参加、政策決定についてです。

これらの活用については、市民団体などから福祉関係施設やコミュニティ施設として使えないかなど、積極的な意見も寄せられています。市民からは1万筆を超える署名とともに、避難場所をなくさないように、売らずに活用をという声が要望として出されています。これらの意見にこれまで市はどのように対応してきたのか、市民の意見を入れるという態度はとられてこなかったのではないか、要望を聞く機会、政策に市民参加を保障する場を設けることを怠ってきたのではないか、どう活用していくのかの政策決定について、市長も市民の間に入って市民参加でコンサルタントの調査結果など、跡地をめぐる状況も情報公開を行って決定していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、さまざまな事業計画に対する市民の声を聞き入れる活動についてです。

協働のまちづくりが第4次摂津市総合計画の基本計画にうたわれています。まちづくりは行政が行うものから政策形成過程への市民参加の促進へと計画では書かれています。市の情報を政策形成過程から知らせ、市民からの意見に真摯に耳を傾け、それによって市の計画を立て、変更もしていくということが本来の趣旨だと思いますが、果たして今そうなっているのでしょうか。市長の協働市民参画についての認識をお聞かせください。

第3に、集会所を活用したまちづくりについてです。

市民主体のまちづくりという市長の基本方針には賛同するものです。市内53か所に設置された市立集会所は、その住民自治を展開していく上での地域の拠点として大変重要だと思います。ところが、コミュニティ構想や第5次行革で集会所が統合再編の対象となっています。施設の老朽化が進んでおり、今後の環境改善や整備の見直しについてお聞きしたいと思います。

第4に、公有地の売却についてです。

公有地の売却について、計画がどこまで進んでいるのかお伺いします。

公有地の活用については、活用ができるなら市民が利用したい思いがあるものが数多くあるのではないかと考えます。やはり一つ一つ市民の意見も聞きながら、売却も買い入れも計画的に行うべきだと考えますが、公有地の売却について市民参加の場を設けるつもりがないかお伺いいたします。

第5に、投票所の整備についてです。

昨年3月に鳥飼2か所、別府1か所、合わせて3か所の投票所を閉鎖、統合する投票所の再編を含む選挙事務の見直し案が示されました。昨年の第2回定例会で、身近な投票所が遠くなるなど、市民の参政権にかかわる問題としてこの計画の見直しを求

めてきたところですが、4月には大阪府議会議員選挙が実施される予定ですが、投票所の整備、再編について市長の見解をお伺いいたします。

次に、阪神大震災からちょうど20年、東日本大震災からも4年目を迎えることし、市長もこれらの災害の教訓を忘れず、安全・安心を実感できるまちづくりを進めると言っておられることは大変重要なことだと思います。私どももその立場に立って安全・安心のまちづくりについて、以下5点質問したいと思います。

第1に、地域防災についてです。

災害対策基本法や南海トラフ巨大地震の被害想定の見通しなどを盛り込んだ新しい地域防災計画が修正されていますが、今回の改定の中身について市民とともにどのように具体化を考えておられるのか、住民の目線に立った摂津市の防災・減災施策の課題についてお考えをお聞かせください。

第2に、公共施設の老朽化対策と民間住宅の耐震化促進についてであります。

老朽化した公共施設の問題では、これまでもさまざまな議論が行われてきたところですが、現状での耐震化の進捗状況、老朽化の状況についてどのように把握し、進められているのかお答えください。

第3に、生活道路の安全対策です。

この間、交通事故の発生件数の推移は全体的に減ってきているものの、引き続き摂津市での事故発生率は大阪府内で高い位置にあります。とりわけ大阪府警が作成している交通事故発生場所マップを見ると、明らかに府道沿いでの事故が多いのが目につきます。市道とあわせて府の道路改善についての課題をどう取り組んでいくのかお聞かせください。

第4に、ごみ行政の今後の展望についてです。

自治体が行う環境行政は、これまで行ってきたように、ごみ減量を強化し、リサイクルや適正規模で安全な施設で行うことが大切だと思います。ごみの分別では、食品トレイの分別が開始され、リサイクル率の向上にも一歩進まれたと感じています。一方で、国は大規模災害時の大量の災害廃棄物処理施設が必要だとして、ごみ処理施設の大型化を図ろうともしています。現実には、近隣での稼働施設も含めて広域連携を模索していると聞いていますが、どう協議を進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

第5に、開発計画と住民合意についてです。

大規模な開発計画には、多額の事業費が投じられることから、住民合意の上で進めていくことは極めて重要だと考えます。事業化に向けて動き出した阪急京都線立体交差事業においても、莫大な資金が必要な大規模プロジェクトと市長は述べられました。今の時点では十分に市民の納得や合意が図られていないと思っています。線路が高架になれば、安全性や利便性が向上することは理解できますが、一方で市の財政が厳しいということも盛んに言われる中で、事業費を調達するための市民負担増につながるのではとの心配の声も寄せられています。今後どのように市民と議論し、合意を図っていくのか考えをお聞かせください。

次は、暮らしと営業を守るまちづくりについて、5点質問いたします。

初めに、市内中小企業・小規模事業者への支援策と大企業の社会的責任についてです。

アベノミクスにより大企業が莫大な利益を上げる反面で、売上減少、消費税増税、仕入れや経費の値上がりなど、中小企業・小規模事業者の経営はますます厳しいものとなっています。小規模企業の衰退にストップをかけるために、昨年6月、国会で小規模企業振興基本法が成立しました。画期的なことは、今までの中小企業支援は創業や成長発展する企業に対してだけでしたが、小規模事業所が持続的に事業を行うことそのものに意義を認め、支援策を国、地方自治体等が実施するよう定めていることです。摂津市でも、今まさに廃業のふちに立たされている小規模事業者に事業継続への支援が必要ではないでしょうか。企業立地奨励金予算は今年の2倍、約1億2,000万円です。これは市の商工振興費予算2億6,000万円のほぼ半分、このうちの9,000万円が大企業に対してのものです。法人税減税などで優遇される大企業にさらに優遇措置をとるからには、摂津市内での雇用促進や仕事発注など、産業活性化に対しての役割をしっかりと求めるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

第2に、国民健康保険料の値上げと制度の今後についてお尋ねします。

2014年度の9,000万円の国民健康保険料の値上げが行われ、2015年度、さらに1億円の値上げが提案されていますが、市民からは悲鳴が上がっています。連続値上げはやめるよう強く求めます。

2015年2月、国民健康保険の都道府県化に向けての議論が取りまとめられました。都道府県化については、国がみずからの責任を丸投げし、医療費削減、国保料値上げの両方の手綱を都道府県に握らせ、社会保障費の圧縮を狙うものです。憲法にうたわれた生存権、国民皆保険制度は国が責任を持つものであり、このような改変は許せません。しかも市町村では運営が不安定だからと、都道府県化が行われるとしながら、摂津市ではかえって保険料が値上げされるのはおかしい話ではないでしょうか。保険料と制度の改変についてお聞かせください。

第3に、第6期を迎える介護保険制度についてです。

介護保険は3年ごとに値上げとなり、摂津市の第6期の保険料は本人非課税の基準額で、ついに5,000万円を超えました。年金が下がり続ける中で耐えられない負担であり、我が党はこの値上げに強く反対するものです。しかも、介護保険制度は医療・介護総合確保推進法により制度開始以来の大改悪となります。川上から川下へと病床の削減、施設からの締め出し、在宅介護では総合事業への移行で要支援者の介護保険外し、介護報酬の大幅な引き下げで介護事業所の運営そのものが立ち行かなくなる、介護が必要な人がふえる時代に保険料だけ取りながら、介護保険を使えなくするというとんでもない大改悪です。

また、今回の制度改変で特養入居者の特例や総合事業の内容など、市町村の責任が大きく広がり、介護保険制度の運営についての市の姿勢が問われることとなります。保険料、介護保険制度の今後についてのお考えをお聞かせください。

第4に、税と保険料の滞納・差し押えについて質問します。

格差が拡大し、貧困が広がる中で、市税や国保料を払いたくても払えない人がふえています。差し押えなどの滞納処分は、公権力が強制力を発動するものですから、慎

重に運用すべきだとされています。しかし、納税課では1年ないし2年で滞納を解消する分納額でないと差し押えをすると説明をされています。

病気で失業中の方、重い障害のある方、高齢でわずかな収入しかない方に対しても差し押えが行われています。入院中の方のたった一つしかない生命保険が差し押さえられ、入院給付が受けられず困っているという例もあります。

国会では滞納者の個々の実情に即しつつ、生活の維持、事業の継続に与える影響も考慮して慎重に行うと何度も答弁されていますが、摂津市は分納額が多いか少ないかしか考えないのでしょうか。住民の福祉の増進を図る地方自治体のあり方が今、問われています。摂津市の認識をお伺いしたいと思います。

第5に、生活保護と生活困窮者自立支援事業についてです。

ブラック企業だけでなく、フルに働いても最低生活が営めないワーキングプアや老後の生活が支えられない、支えることのできないほどの貧弱な年金制度などで生活保護に頼らざるを得ない方々がふえ続けている中、生活保護法が昨年改悪され、親族による扶養の問い合わせ強化等が示されました。この改悪と同時に生活困窮者自立支援法が成立し、ことし生活困窮者支援事業が始まります。生活保護の改悪と生活困窮者自立支援事業についてどのように捉え、実施していこうとしているのかお聞きいたします。

最後に、市長が重点テーマの一つとして掲げられている「こども」を取り巻く諸問題について、6点質問したいと思います。

第1に、子どもの医療費助成制度を所得制限なしで中学校卒業まで拡大することについてです。

昨年9月、通院医療において所得制限付きながら小学校卒業まで対象年齢が拡大され、多くの子育て世代が歓迎をされました。そして、市長が段階的に中学校卒業まで拡大していくと展望を語られたこともあって、ことしもさらに中学校卒業までの拡大に期待が寄せられてきたところです。府内各自治体も競うように年齢拡大や所得制限を撤廃してきています。大阪社会保障推進協議会の調べでは、中学校卒業までを対象としているのは、ことし1月1日時点で14自治体、さらにことしじゅうに五つの自治体が加わります。所得制限なしの自治体は35自治体で、府内自治体の81.4%です。今や医療費助成制度は自治体の子育て支援度を示すバロメーターとも言えるものになってきているのではないのでしょうか。本制度の拡大について市長の見解をお伺いします。

第2に、学力向上と教職員の体制強化、少人数学級の拡大についてです。

学力テストの結果に一喜一憂せず、義務教育課程における真の基礎学力を全ての子どもたちにつけさせるために奮闘されている教職員の皆さんに、まずは敬意を表したいと思います。

同時に、学力テストの点数や順位ばかりに着目した行動や議論が目立ち、学校現場ではテスト対策といった真の学力をつけることとは逆の流れも生まれてきているのではないかと危惧しているところです。一人一人家庭環境や理解度の違いのある子どもたちの成長を見守りながら、真の学力を定着させていくには、一人一人に先生が目が行き届く環境づくりが欠かせないと思います。教職員の適切な配置や体制の強化が重要だと思いますが、現状と今後の展望についてお聞かせください。

第3に、道徳教育といじめの問題についてです。

道徳の教科化は安倍政権の教育再生政策の目玉の一つとして検討されて、昨年、中教審において、道徳を特別の教科として正規の教科に格上げする答申が出されました。そのきっかけは安倍首相直属の教育再生実行会議が大津いじめ自死事件を取り上げた提言、いじめ問題等への対応についてでした。道徳教育についてどのように考えているのか、またいじめ防止解決との関係をどう考えているのか見解を伺います。

第4に、子ども・子育て支援事業計画と正雀保育所の民営化についてです。

4月から施行される子ども・子育て支援新制度のもとで、具体的な目標を掲げた事業計画の策定作業がいよいよ佳境に入っていると思います。先日、パブリックコメントを実施されましたが、どのような意見が出され、事業計画にどのように反映していくのかお答えください。

また、今議会で提案されていますが、来年4月に市立正雀保育所を廃止、民営化することについて、新制度のもと、多様な子育て支援ニーズに応えるべく、保育の公的責任がますます重要になっている中で、大きな後退につながると考えますが、その見解を伺います。

第5に、中学校給食についてです。

いよいよことし6月から中学校給食が始まります。多くの市民が望んだ小学校給食と同じ自校調理全員給食という形態ではなく、デリバリー方式選択制ではありますが、全国で当たり前になっている中学校給食への第一歩であり、弁当を持ってこれない生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、食育の充実を進めていく上で、安全・安心を大前提によりよいものにしていかなければならないと思います。改めて中学校給食の実施目的や目標、現時点での準備状況などについてお答えください。

最後に、教育委員会制度改革とその影響についてです。

この4月から教育委員会の制度が大きく変わります。関連した条例改正案も提出されていますが、今回の改正の変更点と意義、また教育行政や学校、子ども、保護者への影響についてお伺いしたいと思います。